

| | |
|------------------|--|
| Title | 社会福祉制度草創期における児童保護サービスの意図と特色：親の『モラル改善』から |
| Sub Title | A research on child protection policy and service through the national society for the prevention of cruelty to children historically |
| Author | 田澤, あけみ(Tazawa, Akemi) |
| Publisher | 三田哲學會 |
| Publication year | 2004 |
| Jtitle | 哲學 No.112 (2004. 3) ,p.33- 64 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | By the turn of the 20th century, cruelties against children was not generally recognized a social problem but only individual morality and associated with in family pauperism. Today child protection services converge on child abuse and neglect policy and practices constructed the arena of child welfare service systems. This paper describes the structure and content of rationales taken through NSPCC in UK historically. NSPCC founded 1889 one of Victorian charity organizations was and still now the largest organization nation wide networking. This organization's activities very much contributed toward formulation of child illtreatment concepts, social intervention system and child rights movement not only inside UK but also outside. |
| Notes | 特集家族とその社会的な生活世界の探求 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000112-0035 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会福祉制度草創期における児童保護

サービスの意図と特色

—親の『モラル改善』から—

田 澤 あ け み*

A Research on Child Protection Policy and Service through the National Society for the Prevention of Cruelty to Children Historically

Akemi Tazawa

By the turn of the 20th century, cruelties against children was not generally recognized a social problem but only individual morality and associated with in family pauperism.

Today child protection services converge on child abuse and neglect policy and practices constructed the arena of child welfare service systems.

This paper describes the structure and content of rationales taken through NSPCC in UK historically. NSPCC founded 1889 one of Victorian charity organizations was and still now the largest organization nation wide networking. This organization's activities very much contributed toward formulation of child illtreatment concepts, social intervention system and child rights movement not only inside UK but also outside.

* 慶應義塾大学文学部非常勤講師・常磐大学コミュニティ振興学部教授

はじめに

一般的に今日の専門社会福祉実践（ソーシャルワーク）の原型の一つは、19世紀末のイギリスを中心とする欧米の博愛主義的民間ボランティア活動にあったとされる。この時期までの多くの社会的活動の特色は産業革命後の貧困問題を中心としていた。それらの中から発生・成長した各種の運動や活動の多くは、20世紀に入り、ナショナル・ミニマムなどを原理とする福祉国家の中の法に基づく制度・政策として組み込まれた。

本稿では、19世紀末から20世紀初頭にかけてのこの様な動向の中から、その後の社会福祉実践の近代化に寄与したと考えられる要素を包含する実践の中でも、現代に至るまで歴史的に約100年余という長期にわたり民間団体として国内外の児童福祉実践に多大な影響を与えたと考えられるイギリス全国児童虐待防止協会 (National Society for the Prevention of Cruelty to Children) の初期の実践に焦点を当てて、20世紀児童虐待サービスに繋がる特質を考察する。

この時期における NSPCC を評価する要素とは、一つには、結果的には多くなる関係性があったとしても、実践の第一義的切り口として貧困問題視点とは切り離された視点での実践と見ることができる。すなわち、それまでの多くの活動とは異なる児童虐待の防止という、いわば脱救貧法的戦略に依拠していたことである。2つには、援助対象認識にも変化が見られた。「個」を抹殺し貧民一般や浮浪者一般等という「集団」としてのみ処理するとはえ方ではなく、「個別化」された社会問題としてとらえる動向がみられた。救貧院の象徴であった大規模施設収容ではなく、コミュニティの個別家族として援助対象を理解しようとしていたことである。

これらはいずれも1601年エリザベス救貧法以来の伝統を超えるもしくはこれらの路線での発想とは決別する処遇観を意味するものであった。それらはちょうど救貧制度そのもの、そして救貧制度的なるものから福祉国

家（的なるもの）に移行する過渡期的社会福祉実践について、21世紀に入った今改めて整理、とらえ直すことに繋がる。この19世紀末の反虐待運動は、児童虐待そのものを直接に、そして児童虐待という概念提起を明確にした初めての動きであった。さらに当時の慈善組織運動(COS)やソーシャルセツルメント運動などその後の社会福祉実践や制度に大きな影響を与えた動向は、イギリス・ロンドンから発信されたのに比し、反虐待運動は実業家によりアメリカ・ニューヨークから、イギリス・リバプールやヨーロッパの他の地域に拡大したというのもその性格を考察する際の特徴の一つである。

19世紀末の慈善組織運動(COS)やソーシャルセツルメント運動は、その後の社会福祉への貢献が内外で広く評価されてきたのに対し、当時の全国児童虐待防止協会の活動について中心的に取り上げた文献は、特に我が国においては少ない。

1. 児童虐待の系譜と社会的認識

①児童虐待の社会的構成

いくつかの文献から19世紀、一部の外科医たちの中には経験上、親が自分の子どもを身体的に虐待しているのではという確証のようなものを持ってはいたが、虐待の存在そのものが「虐待」とは認識されなかったが故に、無関心もしくは広く否定されていたと考えられる。児童虐待(child abuse and neglect)は人類史上突然現れた新しい事象であるとは考えずらく、むしろその社会が児童に対するある特定の行為の振幅の許容範囲を超える行為やその影響の結果について、それを児童への「虐待」と区分したか否かという社会的に構成された概念である。しかし、何を「虐待」とするかのコセンサスは未だ明確には存在しない。最近よく使われる身体的・情緒(心理)的・性的虐待やネグレクトなどのサブカテゴリーについても必ずしも明確とは言えない。

1960年代いわゆる「児童虐待の再発見」に貢献したコロラド大学の小児科医・H. ケンプ (Kempe, '79) は、コミュニティの児童虐待に対する認識は、直線的ではなく螺旋状的ないくつかの段階を経て進化すると仮説した。

第1段階はどのようなパターンも含めて「虐待」そのものの存在を否認する段階から始る。もし虐待があるとすればそれは病理としてであって、精神障害者、飲酒癖、薬物中毒の親や異邦人によるものが存在するだけと認識するとした。第2段階はいわゆる「殴打児症候群 (battered-child)」として身体的虐待の存在が認識され、第3段階はネグレクト (neglect) の認識がなされる。第4段階では情緒的虐待、第5段階ではコミュニティは始めて性的虐待の存在に着眼するとした (Peter Reder, Sylvia Duncan, Moira Gray, 1993, p. 9)。

一般的に現代の児童虐待理論の文脈は19世紀にそのルーツがあるとされる。それは主にビクトリア時代の中産階級が児童期の概念を広め、児童期は大人の保護と大人への依存に依るべきライフサイクルの一時期として理念化し普遍化する過程で発達した概念である。その意味で児童虐待の理解や歴史は児童期や児童の人権の歴史として説明できる。このような解釈にたって S. スコット (Sara Scott) は、児童虐待は児童に対する西洋的暴力の長い歴史の「残余的カテゴリー (residual category)」にとられることができるとしている (Sara Scott, 2001, pp. 13-15)。

テューダ・ステュアート時代のイギリスでは児童への苛酷な体罰は当たり前のことであったという (George, K. Behlmer, 1982, p. 3)。各種の残存する資料からエリザベス救貧法のもとの救貧院では体罰と性的虐待は殆ど日常的であったとも指摘されている (Harry Hendrick, 2003, p. 44)。

その背景にはカルビニズムの見方と当時の児童の人権への見方が大きく影響していた。イギリスでは19世紀半ば頃から社会問題・貧困問題の深化とともに民間チャリティが急成長し各種の博愛組織を生み出した。この

期に設立されたボランティア・チャリティ組織の4分の3近くはその着想において福音主義的であった(パット・セイン著 深澤和子・深澤敦監訳 2000, 25頁)。カルビニズムの信念を継承した福音主義は、全て児童は邪悪であると見做し、そのために児童は厳しく統制・指導される必要があった。したがって厳しく統制・指導することは残虐行為(cruelty)を引き起こす土壌として既に日常的規範の中に存在していたことを意味する。

もう1つの要素である児童の人権については、未だ児童は法的には親や親方の所有物であった。そして所有権は犯さざるべきものであって、国家が所有者とその所有物に介入することを防止した。すなわち家族プライバシーへの不介入原則の貫徹である。しかし、ひとたび親族・家族扶養が失敗すればその家族は市民的状态からパウパー的状态へと「失墜」し救貧院送りとなる自由をも有していた。現に19世紀半ばはまだ少女が親によってイギリス国内に限らずヨーロッパ大陸の売春宿に売られていくことも、親の自由であるとして放置されたままであった(Pinchbeck and Margaret Hewitt, 1969, pp. 348-350)。

これらを反映してこの頃の博愛運動とソーシャルポリシーの構造的文脈の特質は極めて道徳的要素が濃厚であった。窮乏者、非行少年、囚人等の処遇は19世紀末から20世紀初頭の実証的社会科学の発達にもかかわらず、神のモラルや秩序は節約、勤勉、自己規制と強いキリスト教的信仰であるという考えに強く依存していた。実際に救貧法は道徳的に劣等貧民という社会法(socio-legal)概念を用いた劣等処遇原理を適用したため、窮乏の線を超えて救済することは想定されていなかった(Bill Forsythe, 1995, pp. 3-4)。当時の民間博愛運動の代表である慈善組織運動(COS)においても救済対象は道徳的に「価値ある貧民」のみとしていたことはよく知られているところである。

このような認識を覆してイギリスで児童への残虐な行為が重大な「社会的疲弊」と見られるようになった直接的契機にはいくつか想定できる。G.

ベルマー (Behlmer '82) によれば、1つは当時の学校教育における学童に対する教師の「過度の圧力」への社会のクレームであったと指摘する。それを裏付けるのが『ランセット (Lancet)』(イギリスの医学専門誌)に「耳を殴り顔を叩くことによると思われる有害な損傷」に関する注意が掲載されたことである。というのはその頃、教師のサラリーの算定基準は生徒を何人試験に合格させることができたかに依っていた。そのため教師たちは多くの宿題を出すことで学童たちはオーバーワークに曝され、試験への失敗の恐れがプレッシャーになり学童たちを精神障害や自殺にさえ追い込むことケースが出ていることが問題とされた時期でもあった。

また、1880年教育法 (Education Act) は、初頭教育を義務化したことで、次第に貧困家庭が子どもを欠席させることが困難になると同時に、苛酷な児童労働の実態も明確にされ始めた。あるいは1880年代特に社会問題化した都市スラムとの関連も大きかった。すなわち貧民の脱パウパリズムのためには、児童のうちから近代市民として育成する必要があった (George, K. Behlmer, 1982, pp. 46-47, Harry Hendrick, 2003, p. 24).

特にブルジョア市民の家族観—自制的でプライバシー重視、父権主義的愛情、宗教観—に照らして、当時の都市貧困の多くを形成しているアイルランド系家族は社会的危機と見られた。貧民は節約を知らず道徳的に破綻者であるとされる一方で生活状態、特に住環境は人間的純潔を高く持つことを困難にしているとして、児童虐待は社会的脅威の1つとして位置付けた (Harry Hendrick, 2003, p. 25).

これらの動向にコミットしたのが、アメリカ、ニューヨークでの活動に範を求め、1883年、イギリスで初めての反児童虐待活動を掲げた組織のリバプールでの誕生であった。数年後のイギリス、全国児童虐待防止協会 (National Society for the Prevention of Cruelty to Children, NSPCC) の前身である。

この時期は教育立法だけではなく、親権の縮小と児童の権利の芽生えに

繋がるいくつかの法の実現をみた。ベビーファーム (baby farming) スキャンダルを受けてその予防策としていわば児童が自己の権利を持つ個人として初めて法的に認められたのは 1872 年、児童生命保護法 (Infant Life Protection Act) であり、1874 年、乳幼児の出生と死亡の登録が義務付けられた。さらに反虐待活動の中心となった全国児童虐待防止協会 (NSPCC) の積極的ロビー活動の成果もあって、1889 年には児童虐待防止法 (Prevention of Cruelty and Protection of Children Act) の成立をみた。この中では 14 歳以下の少年もしくは 16 歳以下の少女を養育する全ての大人に対して、児童への意図的に不適切な処遇やネグレクト、遺棄などを犯罪と定めた。最初から NSPCC の反虐待運動の目的は、当時の他の多くの博愛活動のようにチャリティにあったのではなく児童の権利を是認し、親に対する道徳的・实际的養育義務の指導、強化にあった。

D. ゴフ (Gough, '96) は児童及びその養育についての文化・歴史と密接な関連にある児童虐待概念の傾向を歴史的に総括して、多様な虐待のとらえ方・考え方がある中でも重視されてきた 2 つのコンセプトは、危害 (harm) とその危害への責任の度合いであるとした (David Gough, 1996, pp. 994-996)。それも、19 世紀末の児童虐待への初期的認識段階から始まり、その後の 1960 年代「殴打児症候群」という児童虐待の「再発見」期を経て今や、児童虐待への関心の高まりに合致して、危害のタイプも、危害を加えた人や行為の範囲・種類も、危害の質も拡大し、何を児童虐待とするのかの区分の壁も低くなったとして児童虐待の捉え方の拡大傾向を指摘した。

②虐待構造と系譜

現在、児童福祉問題としての児童虐待の主要なサブカテゴリーとされている「残虐行為 (abuse)」と「ネグレクト (neglect)」、「性虐待 (sexual abuse)」の少なくとも 3 つは、児童虐待絶体としては総括的、統合的な理解が必要とされる一方で、それぞれの概念形成や社会問題としての認識

に至るプロセスからみれば、一括して処理することはできない。それぞれにその歴史的・社会的系譜やコミュニティの反応には異なる姿勢や意味付けが見られ、それがまた総じて「児童虐待」を曖昧にもして来たし難しくもしている。

さらに本稿では除外するが、そもそも修辞上「abuse」と「neglect」が何時頃からなぜ「child abuse and neglect」と表記され一括して言われるようになったのかについても、アメリカの法名称に始るという以上に質的にもっと論じられてしかるべきと考えられる。これらの疑問に対するヒントの一つを明かにするためにも、あらためてこれらの概念そして児童福祉・社会福祉もしくはソーシャルワーク概念が形成される19世紀末から20世紀初頭の児童虐待理解についての検討が求められる。

遡れば揺籃期における「児童虐待」の社会的解釈は、西欧・キリスト教・資本主義経済価値にみる「近代・自立した市民」の観念、すなわち男性は労働と妻子扶養、女性は家事・育児、児童は教育を受けるという時代の規範モデルの獲得との対比における実現の程度にその発想の源流があったと想定される。そのことは、「貧困問題」の歴史的認識がそうであったと同様に、「abuse」、「neglect」、「性虐待」はともに、まずは道徳的解釈が入り口となり、その後の社会的状況によって罰・治（医）療そして福祉的要素という3要素の時々の強弱の中で意味付けられてきた経緯がある。

これらに関連して児童福祉政策対象としての児童の歴史的位置づけの要素について、H, ヘンドリックは、市民的観念の維持・安定という社会秩序に対する「脅威 (threat)」としての児童政策から始り、社会的剥奪の「犠牲 (victim)」と見るところからの児童の保護政策へ、そしてその後顕著な要素として未来の国家や労働力としての「投資 (investment)」としての児童福祉政策の構築という3つの象徴的タームの中での振幅としてとらえた (Paul Daniel and John Ivatts, 1998, p. 11). すなわち「脅威」はそのような児童や児童を産出する家族や社会に対する統制やモラル指導

という犯罪（処罰）、「犠牲」は社会的剥奪の結果への「治療」や社会的剥奪からの「福祉（保護）」、「投資」は発達の「福祉（20世紀型）」のそれぞれの表現として見ることができる。

言うまでもなく、児童虐待の背景要因をどの様にとらえるかによってもこの様な系譜整理の文脈は異なってくる。19世紀末における反虐待運動初期の頃、反虐待運動の中心であった NSPCC は、そのころの博愛運動の定説を覆して貧困と児童虐待との間にはいかなる関係性も存在せず、その意味で虐待には「階級性は存在せず」としてきた。むしろ加害者（虐待した親）の平均所得は「極めて良い」か「高い」として、COS 運動など当時の博愛的活動の手法の違いの一つに貧困問題との処遇区分を掲げていた。しかし、しだいに現実の虐待防止活動を経験したり、当時盛んとなった C. ブース (Booth) などの貧困調査など無視できなくなり、全国児童虐待防止協会のスタンスは、貧困との関係性を否定するような断言についてはより慎重であるようになっていった (George. K. Behlmer, 1982, pp. 176-177)。「neglect」についても「abuse」についても「性虐待」についても主要な原因の1つは家族やコミュニティの貧困にあり、そしてその解釈をめぐる福音主義的的道德観にあったことは否めない。

「abuse」は特に原罪へのコントロールという児童観と絶対的な親権のもとでの「しつけ＝体罰」、初期資本主義の原生的労働関係や環境の中での児童の酷使、「不道德・無責任」な親の飲酒癖等と関係した「粗暴、暴力 (brutality, cruelty)」という主に身体性への「危害 (harm)」から構成・発達してきた概念である。一方で、「ネグレクト」は近代ブルジョア市民としての家族プライバシーの秩序＝私的扶養概念の維持にとって脅威とみなされ、主に低賃金労働者家族や移民家族に対する道德改良としてとらえることで、NSPCC のインスペクターによる改善的「指導」の対象とされてきた。ネグレクトは、親の「養育態度」や「養育技術」という、いわば情緒性・心性への「危害」との関係で問題視された。その後この様な

ネグレクト理解の系譜は、急速に「親」から「母性の欠如」に収斂されて専ら「悪い母親」の問題とレッテル貼りされて解釈されてきた。

すなわち、ネグレクトは情緒的に貧困な母性により十分なケア（養育）ができないという意味で身体的「暴力的 abuse」とは区別され、養育怠慢は適切な母性の欠如というその後の典型的ジェンダー役割分担原理に焦点化された（田澤あけみ，2001，p. 16）。

そして20世紀に入るとまもなくチャイルド・ガイダンス運動等と結合して、心理・精神医学の興隆につれて「暴力的 abuse」も「母性欠如としてのネグレクト」も治療を要する個別的「病理」や「家族機能不全」・「逸脱」としての解釈が極めて優勢となっていった。

これら3つのサブカテゴリーの中でも特にモラル規範との関係での理解が濃厚であった時期を通して、概念的にも実践上も最も別扱いされてきた児童虐待の範疇が近親「姦」を含む児童の性虐待である。NSPCCの反虐待活動のなかでも性虐待は特別の位置付けに置かれていた。

性虐待 (sexual abuse) というターム自体はまだ新しく、1980年代以降に使用された言葉であって、19世紀の当時の人々は現在の性虐待を多様な婉曲法を用いていた。たとえばモラル腐敗、不道德、乱暴 (molestation)、いたずら (tampering)、墮落 (ruining)、暴行 (outrage) などは性虐待に充てられた表現であった。「性的に虐待された (sexually abused)」というタームは J. L. キャスパー (Joham Ludwing Casper) が法医学について書いた論文をスコットランドの外科医・G. W. バルファー (George Willian Balfour) が1864年書き換えた際に初めて使用したことに発するとされる (Louise A, Jackson, 2000, pp. 2-3)。

児童の性虐待の社会問題化は、歴史的には児童虐待というカテゴリーではなく売春問題との絡みで児童売春として論じられてきた。まず、19世紀初頭「白人奴隷」取引として関心を呼び児童売春を奨励する売春宿を法によって規制した。19世紀中頃には産業革命後の社会問題の顕著化とと

もに関心は、売春宿の取り締まりから犠牲にされる貧困階層の少女たちに移った。その大きなうねりは2つあった。

1つは、1860年代以降の各種の社会純潔運動 (Social Purity Societies) の興隆であり、その中に少女売春も包含された。あと1つは、同時期の各種の博愛的児童救済運動が児童の性虐待防止を目標に社会純潔運動と合体して活動した。

博愛的児童救済運動は、特に性虐待の被害少女は「けがれた」存在と見做し、他の児童にとって危険であるとされ、孤児・貧児・浮浪児・犯罪児たちとは全く別のカテゴリーを適用し、「落ちた少女」達だけ別の隔離対応を指向した。「無垢」を失った少女はもはや「子ども」のカテゴリーとはみなされず、そのための特別な施設で子どもたるべき「再訓練」と道徳的「感化 (矯正)」が必要とされる社会的不適者となった (Louise A, Jackson, 2000, p. 5)。

ある少女たちは友人や家族から村八分にされ、ある少女たちは家庭から分離され遠くの特別な施設に収容された。そのような少女たちは感化院 (reformatory school) が受け入れるにはあまりにも幼すぎ、産業学校 (industrial school) や孤児院が受け入れるにはあまりに「悪」に汚染され過ぎていて、1885年、既成の対応とは全く異なる「落ちた」少女たちのための新たな寄宿学校 (residential school) が開設され始めた (Louise A, Jackson, 2000, p. 152, pp. 132-135)。それらは当時いずれも直ぐに満杯になったという。

また、性虐待については売春として医療監視のため、伝染病予防という視点からも問題にされた。19世紀半ばの伝染病法 (1864, 1866, 1869, Contagious Diseases Acts) は法による売春の統制と関係した少女や女性への医療監視・統制のために計画された。『パールモール・ガゼッティ (Pall Mall Gazette)』の編集者・W. T. ステッド (Stead) の調査によれば、 $\text{£}5$ の値がつけられてヨーロッパに売られていく少女たちは全て労働者階

級の出身であり、貧困のためであった (Harry Hendrick, '03, p. 35).

性虐待に関するもう一つの文脈は近親「姦」であった。イギリスではレイプによる死刑は1841年初めて下された。このケースは1840年、西ヨークシャーで James Hepworth (67歳) が12歳の孤児の少女をレイプしたトガでヨーク巡回裁判により絞首刑が言い渡されたことによるとされる (Louise A, Jackson, 2000, p. 3, 41)。この頃には既に、児童への性的暴行についての新聞報道、目撃証言、ボランティア団体等にみる記録では全て最も重大な犯罪と認識していた。しかし、イングランドでは、クロムウェルが統治した短期間を除いては、1908年の近親相姦禁止法の制定まで近親「姦」は法的犯罪にはされていなかった。これに反しスコットランドでは1757年から近親「姦」は死を持って罰すべき犯罪とされていた (Brian Corby, 2000, p. 18)。

1908年に近親相姦禁止法が成立した要因には、19世紀半ば以降のいくつかの児童保護団体や NSPCC などの児童救済・保護運動の成果に加えて、特に1880年代の住宅危機に際して、労働者の過密で劣悪な住宅環境問題との関連が大きいことが指摘された (Harry Hendrick, '03, p. 39)。

A. ミアーン (Andrew Mearn) は『ロンドン浮浪者の叫び (The Bitter Cry of Outcast London)』の中で近親「姦」は日常的であると記した。かの W. ブース (William Booth) も近親「姦」はわざわざコメントする必要もない位一般的なことであるとした (Harry Hendrick, 2003, p. 33)。そして近親「姦」の犠牲児は他の性的虐待の被害児以上に家族からもコミュニティからも隔離して施設に送られる傾向が強かった。NEST (救世軍が20世紀初頭に北ロンドンの Clapton に設立した「最悪の虐待ケース」のみを扱う児童保護施設) の性虐待少女の半数近くは近親「姦」の犠牲児であった (Louise A, Jackson, 2000, p. 66)。近親「姦」ケースについては親からの引き離しを処遇方針としないことを謳った全国児童虐待防止協会でも、「緊急ケース」ととらえて犠牲児を一刻も早く親から引き離

すためのあらゆる戦略を用いた。全国児童虐待防止協会のシェルターはそのための役割も果たした。

全国児童虐待防止協会の性虐待への認識については、協会の機関誌・『Child's Guardian』で、1888年には「児童期にとって最も悪質な犯罪」とし、1908年には「最も嘆かわしい型の cruelty」と表現した (Louise A, Jackson, 2000, p. 59)。しかし、近親相姦が公式に犯罪と認められて後、この法の影響は極めて限定的なものに止まった (Brian Corby, 2000, pp. 17-30)。少しずつ国家の家族プライバシーへの介入の考えが受け入れられるようになっても実際の家族介入忌避の壁は未だ厚かったと言える。

表1 児童虐待概念と児童福祉政策の系譜

| サブカテゴリー | 19世紀末頃の傾向 | 19-20世紀にかけての傾向 | 20世紀初頭の傾向 |
|----------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 体罰・暴力的 (abuse) | 原罪へのコントロールとして、体罰の容認。 父権・権威 | 原罪へのコントロールとして、体罰の容認。 父権・労働力の保全 | 病理・逸脱として。 犠牲者、治療 |
| ネグレクト | 道徳改良として、近代市民にとって脅威 私的扶養概念の維持 | 母性の欠如として、父権的家族プライバシーの揺らぎと愛情家族モデル | 問題家族として、脅威・犠牲・剥奪として福祉機関や専門職の監視 |
| 性虐待 | 道徳腐敗・墮落として、コミュニティ秩序の脅威 教会の関心 | 道徳腐敗・墮落として、コミュニティ秩序の脅威。 近親相姦等犯罪 | 非行少年として、犠牲・脅威・剥奪を含む「教護」対象 |

2. 博愛活動と反虐待活動—「全国児童虐待防止協会 (NSPCC)」—

①NSPCCの成立と「モラル改革」

近代イギリスの文化的特色は「リスペクタビリティ (respectability)」と「自由主義」とされる。「リスペクタビリティ」とは「より広く他人に

依存しない自立心をその基盤としていた。この言葉にはサミュエル・スマイルズが説いた自助、勤勉、節約の精神とか礼節と責任を重んずる道徳的意識…ピューリタンの傾向」(村岡憲次 2002, 35-36 頁)を意味していた。近代イギリスの政治・経済・社会的文脈は君主・貴族的好みに貢献し、かつそれに新たに企業家と専門職集団がその受益者のグループに加わっていた。19世紀イギリス社会の価値や労働者階層のモラル・宗教教育・産業訓練、住宅・衛生観念などは、君主制と貴族的階級システムの影響を多大に受けたチャリティの担い手達の活発なチャリティ活動という社会改良を通して、一人一人が市民としての勤勉なエートスを回復・獲得できると考えていた (Bill Forythe, 1995, p. 3).

NSPCC はいわば当時のこれらの文化的特色や君主制と企業家、専門職集団の価値を体現する実践として始った。協会の目的はそのものは児童虐待の防止であった。初期段階の NSPCC はその目的を残酷な親の処罰と狭義の虐待防止に限定せず、繰り返し繰り返し移民や労働者達に市民としてのより「リスペクタブル」な行いを身につけさせるため親の養育水準の改善に第一義的照準をおいた。

イギリスでの児童虐待防止活動のオリジンは、同じ頃の慈善組織化運動やセトルメント運動等がイギリスからアメリカを向いていたのとは逆に、既に数年前に始っていたアメリカカ・ニューヨーク児童虐待防止協会(1874年設立)やマサチューセッツ児童虐待防止協会などにその範を求めた。それを1882年、リバプールに持ちかえり設立のための土台を築いたのが、リバプールの貿易商で銀行家のトマス・アグニュー (Thomas F. A. Agnew) であった。彼は当時博愛主義者として有名なサムエル・スミス (Samuel Smith) にリバプールでの活動への協力を呼びかけ、スミスは王立動物虐待防止協会 (RSPCA) の会合で迷犬保護施設の代りに被虐待児の為に協力を呼びかけたことが、1883年4月19日、イギリス第1号のリバプール児童虐待防止協会 (LSPCC) 誕生の直接的契機となった。

何故リバプールであったかについて考えられるのは、19世紀半ば、リバプールは既に全国一不健全な都市になっていたとされる。すなわち1880年代イギリスのどの都市よりも乳幼児死亡率は高く、全国で最も深刻なスラムを擁し、最貧困層の多くはアイルランド移民で占められるという深刻な都市問題を抱えていたことである。1851年リバプールの総人口の25%はアイルランド移民であり、リバプールの住民たちは、アイルランド移民の価値や生活様式に児童達が染まることに危機感を覚えていた (George. K. Behlmer, 1982, p. 49).

アグニューは、リバプール児童虐待防止協会は、伝統的博愛活動を超える「急進的」な性格ではなく、既存の教育委員会や治安判事、警察、保健医務監、救貧法委員会など既存のコミュニティ資源との協調路線で活動を展開していくことを強調して、パトロン達に活動への協力を仰いだ (George. K. Behlmer, 1982, pp. 53-54). そして何よりも近代市民的特性と家族プライバシーを重じパトロン達にも賛同を得られるよう、リバプール児童虐待防止協会は家族分離を前提とせず、親の義務の履行によって伝統的な児童救済活動とは一線を画する処遇方法を採用した。リバプール児童虐待防止協会の日常的活動はアグニューの指揮のもと12人の男性スタッフによって進められた。意思決定をする理事会は36人の男性によって構成され、内3分の1は治安判事であった (George. K. Behlmer, 1982, p. 54).

リバプール児童虐待防止協会はスタートして一ヶ月で86ケースの児童虐待ケースを手がけた。H. ストリットン (Hesba Stretton, 作家でLSPCCの後援者の一人) は、1884年5月26日付『タイム (The Times)』に協会の様子に関する記事を寄せた。

「私は、児童虐待防止協会がリバプールに開設したシェルターを訪問してきた。小さな貧弱な建物でシェルター内部の設備は実に簡素なものであった。最初の6ヶ月間で211ケースを扱い378人以上の児童が対象と

なった。これらの 50 人は暴力、106 人はネグレクト、210 人は乞食や売春、12 人は不道徳に寄るものであった。リバプールだけでこの結果なのだから街にあふれている数え切れない子ども達は一体どれくらいになるのだろうか」(Lislie George Housden, 1955, p. 20) と、全国的ネットワークでのこのような機関や活動が必要であることを訴えた。

それらに応えるかのようにアグニュー、Reverend ベンジャミン・ワフ (Benjamin Waugh), H. ストリットンらが、中央での設立準備をし、1884 年 6 月 8 日、イギリス中の博愛主義者のエリート達がロンドンの Mansion House の Egyptian Room の演壇を飾ってロンドン児童虐待防止協会 (LSPCC) が設立された。委員会メンバーも含めて 119 人の氏名が初年度の協会年次報告に記載された。これらに参会した人々の特色は、動物愛護運動の擁護者 20 人 (17%)、既に児童救済活動に参加している人 16 人 (13%)、ロンドン教育委員会の関係者 15 人 (13%)、社会純潔運動の関係者 7 人 (6%) であった。彼等/彼女等は全て上流もしくは中産階級の出身であり、関心は飲酒癖や純潔といったことにあるのではなく、直接的に児童の人権それ自体の状態にあって参会した。リバプール協会とは異なってメンバーの中には 39 人の女性も含まれていた他、初期の支持者の多くは福音派ではなかったことも特色の 1 つであった (George K. Behlmer, 1982, pp. 64-66)。

リバプール同様にロンドン児童虐待防止協会の目的は、児童への虐待・ネグレクト・不適切雇用の防止にあり、そのために①親に対する諫言や道徳的勧告、②既存法の活用による虐待防止、③より確実な虐待防止を指向した法改正要求運動の展開による活動を掲げた (George K. Behlmer, 1982, p. 67)。代表者のワフは我々は告発協会ではなく、親と子を一緒に処遇し、犯罪者として親を罰することより市民にふさわしい家庭に改善することであると訴えた (Harry. Hendrick, 2003, p. 25)。そのため児童の生命保持という緊急一時的保護の必要性からシェルターを設置したが、永

続的な施設サービスは考慮せず、必要なら他の博愛団体にゆだね、協会活動は専ら親の責任と児童の権利の拡大を前提にした (George. K. Behlmer, 1982, p. 55).

5年後、ロンドン児童虐待防止協会はリバプールなど他の協会組織をも合併して全国ネットを持つ全国児童虐待防止協会 (NSPCC) に名前を変え組織を拡充した。NSPCCは1892年4月までにはイギリス全土に41支部を設置し、協会単独でイギリスの児童人口の4分の1から3分の1をカバーできるまでにその影響力を拡大することを計画した (George. K. Behlmer, 1982, p. 140).

②NSPCC 初期の特色

全国児童虐待防止協会の初めての前身・リバプール児童虐待防止協会ができる以前までの典型的児童福祉問題認識の範疇は、浮浪児、犯罪少年、児童労働、救貧法による児童救済の4領域でしかなかった。ここに新たにリバプール児童虐待防止協会の発想に源流を置き、ロンドン児童虐待防止協会を物理的拠点にリバプール以後設立された2-3の児童虐待防止協会が統合されて、1889年5月14日公式的にイギリス全国児童虐待防止協会の反虐待運動が領域として加わった。

L. A. ジャクソン (Jackson) は、慈善組織協会と並んでもしくはそれ以上に、全国児童虐待防止協会は近代社会と福祉活動とを結びつける技術と実践の発展のために重要な役割を演じたと評価している (Louis A. Jackson, 2000, p. 52)。確かに20世紀児童福祉サービスのあり方への橋渡しとして顕著に評価できる点としては、まず、全国児童虐待防止協会は全国にインスペクター制度を導入しいわゆるコミュニティの家族監視を通して近代市民家族としての役割を果せるよう社会福祉的介入のための計画を打ち立てた。つまり単なるお説教ではなく道徳的指導を体面的手法で実践した。2つ目には、有給・専門職としてのインスペクターに加えて、法律部門を整備し虐待の根本的防止の為に必要なケースについては協会としての

全国一律の基準で裁判への専門的橋渡しを行った。単にボランティア・アクションではなく法に基く制度によるオーソライズを活動目標においた。3つ目にはインスペクターと連携して現実の児童保護活動の方針や意思決定などの実践的部隊としてそれぞれの支部ごとに「援助委員会 (aid committees)」を設置した。この様な委員会設置の決定は、1888年6月、全国すべての場所での児童虐待防止とすべての地方での犠牲者のさらなる虐待予防へと活動を広げるためという目的から、時のロンドン児童虐待防止協会によって導入されたことに始る (Roger Cooter edi. 1992, p. 149).

1895年5月にはロイヤル・チャーター (Royal Charter of Incorporation) によりその憲章の中で全国児童虐待防止協会の目的には次の4点が掲げられた (NSPCC, 2000, p. 5).

「1. 児童への公私の違法行為と道徳の腐敗を防止すること。2. 児童保護のために法律適用に向けた行動をとること。3. 上記の目的のために組織の整備を維持すること。4. 上記の目的を成就するために付随し、助けとなる他のあらゆる法的事柄をなすこと。」

ロンドン児童虐待防止協会は1887年には、国内はもちろん国際的ケースの取り扱いについても広範な情報ネットワークの中心機関になっていた。たとえば、知的障害を持つ若者の拘禁禁止を内務省 (Home Office) に請願したり、移民児童 (注 バーナードホームなど当時のチャリティ団体のいくつかは植民地主義的原理を適用して国内の孤児・貧児・浮浪児達をイギリスの同盟国に主に労働力として移民させていた。) の追跡を支援したり、アメリカへの密航児童の引渡しをニューヨーク児童虐待防止協会に掛け合ったりしていた (George. K. Behlmer, 1982, p. 85).

全国児童虐待防止協会は、1900年までにはイングランド・ウェールズ・スコットランドを通して163人のインスペクター (inspector) を雇用し、812支部 (援助委員会) を擁していた (NSPCC, 2000, p. 4). 協会の第8年次報告書によれば、1890年代初頭までには海峡を超えてダブリ

ン、ベルファースト、コークにアイリッシュ支部を作り、会の月間誌・『Child's Guardian』の発行部数は、1888-1892年の間で5,000部から20,000部以上になっていた (George. K. Behlmer, 1982, p. 109). 『Child's Guardian』は、コミュニティに幅広く児童虐待防止普及を図るため、当時の無料図書館などの閲覧室にも置かれた (Roger Cooter ed. 1992, p. 152).

1890年代に入りこのように急成長した組織運営のため、実務上の代表者・ワフの責任は重くなり、協会は組織として、主に2つの側面で極めて困難な時期を迎えた。これらの問題の一部はNSPCCのみならず、19世紀末から20世紀初頭の博愛・チャリティ団体・活動に共通するいわば博愛・チャリティから「社会福祉活動・組織」へ脱皮するために通過しなければならない要因でもあった。

1つは、協会財政を含む運営・行政的困難である。主に寄付金で構成される財政面での不透明性から実質的責任者・ワフの責任が広く追究された。ワフの権力の陰で、私的チャリティに化したかにみえる会財政を公的にするためにも、外部組織を巻き込んで対応されたにもかかわらず必ずしも明確にされないまま、結局は1905年3月、ワフは21年間務めた代表の座を辞する結果につながった。類似のようなことはバーナードホームの設立者 Dr. バーナードについても起こっていた。2つ目には拡大した地方支部と中央本部・ロンドンとの関係についての問題であった。具体的には地方支部に政策的オートノミーを与えないことに対する地方支部の不満であった。しかしそれは両面性を持った。たとえば、協会は裁判ケースがふさわしいケースについては全て中央本部・法律部門の判断と意思決定によるという方式を採用したのは、虐待基準や概念が未だ不明瞭な初期の時代においては、NSPCCのような唯一の全国組織が全国の虐待ケースの基準を揃えると言う意味では大きな意義が見出せる。一方、各支部の独自性や地方的特性、迅速性などが充分個々のケースに反映されず、中央の命令に

従うだけという問題点や不満も表面化せざるを得なかった。

19世紀末の博愛活動や児童福祉サービスシステム、ソーシャルワークの確立などの視点から、初期の全国児童虐待防止協会の積極面を総括的に纏めると以下の事柄が上げられる。

当時の社会福祉活動全般の大きな特色の1つは、福音主義的価値が大きな傾向であったが、NSPCCは協会そのものとしては特定の宗教的要素や主義からは当時としては例外的ともいえるほど自由であった。2つ目には、初期活動は公（当時は救貧法行政や教育行政）が関心や責任を持たない領域を対象に、しかし法改正・整備を通して1つ1つの事例をオーソライズするという、いわば民間主導型の活動であった。特に当時の慈善組織運動(COS)と照らしても、公の下請け的に民間は活動するという路線は意図していなかった。その意味でもアグニューらは、リバプール児童虐待協会はあたかも裁判所の下請け的告発団体ではないことを強調していた。

3つ目には、それまでの多くの博愛活動に共通する特色とは異なって、協会の実質的活動推進者たちは宗教者(The Reverend)であるワフら一部を例外とすれば、アグニュー始め経済人であり法律家を中心とするこれまでの価値体现とは別軸で構成されていた。4つ目には活動の内容に関する特色で、当時まで見られた様々な博愛活動の中心であった物品の付与と施設収容を前提とはしていないことである。その意味でシェルター機能以外の独自の収容施設は持たず、児童の権利の拡大と親としての責務の遂行とを目的とした。5つ目には、単にケースとしての児童の虐待からの救済実践のみならず、それらの活動の基盤の「武器」として虐待の歯止めとなる普遍的立法化を目指した。しかしながら、時代的制約も手伝って協会は虐待予防と絡めた虐待原因の解明は指向せず、親の市民としての養育態度の涵養という曖昧で振幅の大きい概念の中に虐待原因を封じ込めた。

6つ目には親子分離よりは家族のコミュニティでの再調整・再統合を目

指すいわば 20 世紀型児童福祉のベースとなる一時保護概念を提示し実践した。協会のオフィス開設とともに付設したシェルターがその拠点となった。7 つ目には、地域を基盤とした実践であった。虐待を発見・予防し、法廷に持っていく具体・個別ケースの担当は各地方支部の「援助委員会」とともに活動するインスペクターを充て、インスペクターは担当コミュニティを常時パトロールして発見・予防にあたった。8 つ目には、協会の資金集金にはモナーキー（王制）を積極的に活用しチャリティとモナーキーを結合させた伝統的方法を踏襲した。9 つ目には既述の通り全国活動をするために中央のコントロール・調整・実践と地方の実践とに組織を区分し、中央には統一された法律部門を設置し、地方にはインスペクターを配置した。

協会の機構・運営上のモデルとして多いに参考にしたのは、1824 年設立の王立動物愛護協会 (Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals RSPCA) であった。当時の著名な動物実験反対者の Frances Power Cobbe は、それが動物に向けられたものであれ、人間に向けられたものであれ全ての残虐さは同じパーソナリティの欠陥に由来するとしたとらえ方が支持されていたと思われる (George. K. Behlmer, 1982, p. 14).

たとえばいくつかの共通点を拾い出してみると、RSPCA の寄付者とロンドン児童虐待防止協会 (LSPCC) の寄付者は同一人物が極めてオーバーラップしているという「お財布」の共通点は元より、LSPCC は 1884 年 4 月の開設時からその年の 10 月末まで独自のオフィスを持つ経済的余力がなかったために RSPCA のジャーミン街 (Jermyn Street) の本部に間借りするという建物の連携があった。また、中央本部と地方支部を持ち、地方支部には委員会 (RSPCA は補助委員会 auxiliary committee, LSPCC では援助委員会 aid committee と称した) を組織し、インスペクター (両方の組織ともに同じ呼称) を採用したという組織運営上も類似

していた。因みに王立動物愛護協会 (RSPCA) は、1910年時点で、イギリス中に105支部と51人のインスペクターを擁していた (George. K. Behlmer, 1982, p. 67).

さらに同様なことは、RSPCAの機関誌・『Animal World』を習ってNSPCCは『Child's Guardian』を機関誌として発行した事などが際だった類似点として列挙できる。

3. 「インスペクター」から児童保護 (child protection) サービスへ

①児童の人権活動

全国児童虐待防止協会 (NSPCC) による反虐待運動は設立時の方針の中に既存の関係法改正や新法制定を掲げ具体的ロビー活動を展開するとともに、中央本部には法律部門を組織化していた。

1889年児童虐待防止法 (Act of Parliament for the Prevention of Cruelty to Children) が成立する以前の親や後見人の不適切な処遇に対する法的対応には、1861年刑法 (Offences Against the Person Act) による犯罪者の処罰と救貧法 (Poor Law) によって提起された訴追以外では虐待責任は問われなかった。1857-1880年 (数次の改正) に成立した産業学校法 (Industrial School Acts) は、家庭や保護者がなく乞食や浮浪児が発見された時、親が投獄されている間、裁判所で親が虐待していることが明確になった時に、児童を産業学校に送るための法であった。1880年改正では児童売春など「不道德な環境」にある児童も送致できるようになった。しかしビクトリア中期にこれらの法が適用されて親の虐待から救済された被虐待児は殆どいなかったとされる (George. K. Behlmer, 1982, p. 11, Harry Hendrick, 2003, p. 28).

これらの事情から、リバプールとロンドンの児童虐待防止協会では、全国組織になる以前から自らの活動を社会的に確立し認知させるために、法制化することを試みてきた。それというのも親権への明確な規制無しに、

ボランティアな努力や活動だけで、児童を家庭内虐待という危害から効果的に保護することは困難であったからである。特にリバプール協会のアグニューは、意図的ネグレクトについて親を告発することをためらう救貧法委員会に対しては多いに懸念を示し、1868年改正救貧法についての適切な改正を要求した。法的活動のヒントは、アグニューが既にニューヨーク児童虐待防止協会の活動で見聞した知見にあった (George. K. Behlmer, 1982, pp. 78-81).

様々な児童の人権確立のための法活動の中でも、全国児童虐待防止協会の活動、そしてその後の児童福祉全体の成立に大きな影響を与えたのが、1889年児童虐待防止法と、防止法を含め他の児童関係法規を纏めた1908年児童法、1908年近親相姦禁止法であった。1889年法は第三次 Gradstone 内閣の貿易大臣・A. J. Mundella によって提出され、イギリスの「児童憲章」と呼ばれた。それは親・子の家庭内での関係を包括的に扱うイギリス初めての試みであり、もし親が有罪となれば、裁判所は親戚や他にふさわしい人（産業学校やバーナードホーム等のチャリティ団体を意味する）を児童の後見人と定めることが可能となった。その場合、たとえば子どもが親から引き離されたとしても、親責任として養育費を週5シリングまで負担する責任が親に課せられていた (George. K. Behlmer, 1982, p. 105).

NSPCC は「訴追団体ではない」というアピールを掲げて出発はしたが、法の効果は現実には大きかった。1889年児童虐待防止法実施前後を比較すると、1888年9月1日-1889年8月31日までの869人から、1889年9月1日-1890年8月31日には10,522人という約12倍強にNSPCCの虐待関係取り扱い件数は激増した。加害者の警告数の増加のみならず、訴追に至る件数も同様に増加し、その前後では約6倍弱と立法化に伴う虐待防止の効果が類推できる。(表2参照)。会の大きな財源である寄付者の人数も初年度の225名から1890年代後半には1,700人に

表2 虐待防止法制定前後における NSPCC の取り扱い件数の変化

| 内 訳 | 1888. 9. 1-1889. 8. 31 | 1889. 9. 1-1890. 8. 31 |
|----------|------------------------|------------------------|
| 取り扱い児童数 | 869 人 | 10,522 人 |
| 加害者への警告数 | 270 件 | 2,423 件 |
| 加害者の訴追件数 | 148 件 | 857 件 |
| 有罪件数 | 115 件 | 779 件 |

資料源: NSPCC 7th Annual Report.

引用: George. K. Behlmer, 1982, *Child Abuse and Moral Reform in England 1870-1908*, Stanford University Press, p. 139.

増加した (George. K. Behlmer, 1982, p. 40).

1889年児童虐待防止法の制定自体が、NSPCCにとっては、制度的オートノミーをもって行動する法的保証を意味した。同時に全ての法的措置の必要なケースはNSPCCのロンドン・中央の法的部門との協働で持ち出されることになっただけでなく、協会内の調整以外により広く関係するコミュニティの司法福祉制度や活動とのネットワークが必要となった (Roger Cooter edi. 1992, p. 157).

1904年改正虐待防止法では、虐待の事実が明白である場合は、全国児童虐待防止協会は、治安判事 (Justice of the Peace) の承諾があれば、警官の立ち会いが無くとも児童をその家庭から引き離すことのできる権限を与えられた。NSPCCでは全国支部の法的ケースについての意思決定を徹底するために、1880年代末から法律家・W. M. フィリップ (William Moreton Philips) を協会の主任ソリスターとして雇用した。彼は全国全てのNSPCCの訴追ケースのスーパーヴィジョンや協会が雇用する法律家のスーパーヴィジョンを含め全ての法的事柄に責任を持った。NSPCCの虐待調査はほとんど全て支部エイド・コミッティのインスペクターによってなされ、裁判がふさわしいケースについては最終的にはフィリップの元へ送致されて検討がなされた。

このようなシステムについては、後に20世紀に入ってから地方支部の「不満」としても表明された。コミュニティやクライアントに密着する日々の活動はインスペクターにより実践され、地方ごとに運営・統制された一方で、最終的には協会のロンドン本部の中央管理のもとにあった。特に虐待が疑われる最も重大なケースに関しては、ケースファイルはロンドンの協会法律部に転送され、法律部それをどのように進めるかの意思決定を行うという方針を採用していた (Roger Cooter ed. 1992, p. 151).

性虐待ケースに限定していえば、この様なシステムにより1890年、NSPCCは「OLD BAILEY (中央刑事裁判所)」に訴追したケースの77%は有罪に持って行った。1890-1910年の間に中央刑事裁判所に提訴された性虐待ケースの約半分はNSPCCからの告訴であった (Louise A. Jackson, 2000, pp. 59-64).

その後の1908年児童法制定などこの様な法整備は、広く受け皿としての公・私に関連機関や活動の組織整備や創設につながった。それとともに、児童虐待サービスは全国児童虐待防止協会支部の独占的特権という性格から、しだいに地方当局の専門実践者による新しい部局の創設・整備へという方向に向かう結果をも招来した。また、重大ケースの取り扱いについては、しだいにNSPCCのインスペクターがロンドン本部の法部門に情報を転送し意思決定を仰ぐ以前に、他機関の専門職の協働により速やかに児童が家庭から制度的に引き離されるようになった。法制定は公的制度化を促進し、NSPCC・インスペクターが関与するケース比率は相対的にも絶対的にも減少し始めた。クリーブランド地方ストックトン (Stockton) 地区を例にとれば、1894年NSPCC・インスペクターは虐待ケース全体の27%を扱ったが、25年後の1914年頃にはその比率は2%にすぎなかった (Roger Cooter ed. 1992, p. 155).

法制化や協会独自の法部門の設置という戦略は、児童保護の制度化やソーシャルワークの確立に向けては極めて有効かつ専門職化、近代的処遇

の基盤造りに多いに貢献した。一方それは全国虐待防止協会の望む方向であったにもかかわらず、協会本体のあり方にとっては、20世紀の公的制度化指向そのこと自体が協会の実践のあり方や社会的位置付けの変容を迫るという相矛盾する原因をも同時に孕んでいた。

②「インスペクター」とソーシャルワーク

全国児童虐待防止協会は設立時からの戦略として、動物愛護協会の例に倣って、それぞれのコミュニティで日常的虐待防止活動を担うインスペクターと訴追までの間、児童の生命・身の安全確保のための緊急一時保護所としてのシェルターの設置を1つのセットとして日々の実践を展開した。これらの実践方法のいくつかに関し、NSPCCは慈善組織協会(COS)以上にイギリスソーシャルワークのチャンピオンであったとも称される。COSの友愛訪問員はボランティアと有給職員との混合であったが、NSPCCは全てのケースが有給専門職員の位置付けを持つインスペクターにより調査・取り扱いがなされた。養成訓練についても、COSが1896年、友愛訪問員の訓練を公式に始めたのに比し、NSPCCはそれよりも6年早く「見習生」のための集中訓練コースを採用していた(George. K. Behlmer, 1982, p. 167)。1894年改正児童虐待防止法に際してはインスペクターの再教育のための費用を捻出する必要から、機関誌『Child's Guardian』に三つの広告をとってその広告料を訓練費用に充てている。

それまで中心だった施設収容ではなく、新方式として家庭・家族という私的領域への第三者介入の突破口は、19世紀末のNSPCCのような虐待からの防止という家族プライバシーへの干渉が不可欠な児童保護活動によって開けられた(Pam Foley, Jeremy Roche, Stanle Tucker, 2001, p. 9)。しかしソーシャルワーク史の中でCOSの陰に隠れてしまうのは、ロンドンの中央本部ビルが手狭なために定期的にケースファイルを焼却処分にしてしまい、NSPCC設立初期の19世紀末のケースレコードはわずかな一部を除いて現存しないとされるからであろう。その一部とはヨーク支部

の64ケースで残りの何万のもケースは焼却されてしまっている (George K. Behlmer, 1982, p. 167).

それまでの博愛活動の常であった物品の供与ではなく、虐待に焦点化したために法との対比におけるケース運びや処遇の意思決定、20世紀初頭までインスペクターは男性のみで構成された「治安-司法」モデル、近代市民としてのコミュニティの中の親指導とそのモニターを主要な活動内容としていた。これらは伝統的な貧困・「家（養育者）無き子」という救貧の枠とは異なる「個別性」や「法律」という専門性、インスペクターという「有給職員」、そしてそれぞれの地域ごとの特性を反映できる「エイドコミッティ」による援助の系統化という点ではソーシャルワークにつながるいくつかの特色ある実践を行っていたと評価できる。

「エイドコミッティ」は1888年6月ロンドン虐待防止協会によって初めて採用された。クリーブランド地方のミドルバラ (Middlesbrough) の「エイドコミッティ」の記録によれば、ミドルバラ「エイドコミッティ」は、1888年6月、当時この地方では夜の街頭での児童の補導に悩んでいたため、既に中央で児童保護活動を行っていることで著名な組織の全国児童虐待防止協会のワフを招聘して、それらに関する講演会を開催したのを機に組織された。間もなくして他の支部も含め「エイドコミッティ」は全国の支部に設置された。「エイドコミッティ」のメンバーは牧師や司法関係者など女性を含めたその地方コミュニティを代表するエリートの出身であった。特に女性たちはNSPCCの募金集めとシェルター運営の中心的役割を担っていた。各シェルターは日常的に児童の世話をするメトロンを雇用し「エイドコミッティ」の女性委員がマネージメントの指揮を取ることが多かった (Roger Cooter edi. 1992, pp. 149-150).

シェルターについては、「児童保護の近代的考えの中心はNSPCCの児童シェルターという‘安全措置 (place of safety)’の設置であった」 (Roger Cooter edi. 1992, p. 161) と指摘されるように、インスペクター

の導入と並んで反虐待運動を象徴するシステムであった。1884年ロンドン・ハーパー街に開所したLSPCC中央オフィス（後のNSPCCの本部オフィス）にも隣接したビルに被虐待児の緊急一時保護のためのシェルターが付設された。そこには1人のメトロンと7人の被虐待児のケア職員が配属された。居住環境は、食堂、遊戯室を有しさらに1室には当時の虐待に使用された「拷問の道具-鉄棒、突き棒、革の鞭など」が展示してあった (George. K. Behlmer, 1982, p. 141).

これらのシェルターは、インスペクターによる虐待が疑われるコミュニティの児童の一時保護には勿論、警察や一般市民、教育委員会によっても実際には良く使われていた。中には子ども自身がシェルターへの保護を求めて来所するケースもあった。通常は児童達への安全措置としてインスペクターの助言の後に数週間か時によっては数ヶ月、虐待親（加害者）の裁判が決定するまでの間、もしくはひどい虐待を受けている児童達の緊急避難や街頭をさまよう浮浪児たちの一時保護所、親が刑に服している期間の児童保護の場として使用された。シェルター入所にあたって児童達は、ボランティア医師の検診を受けた。乳幼児は生命を守ることが第一優先とされ、緊急性がとりわけ重視された (Roger Cooter edi. 1992, p. 161).

ロンドン児童虐待防止協会のシェルターも初期の頃は、この種の設備そのものが少なかったこともあって良く利用されていたことがわかる。1884年10月-1885年6月までで779泊、2294食をロンドン児童虐待防止協会・シェルターは提供した (George. K. Behlmer, 1982, p. 69).

既述の通りインスペクターはボランティアではなく、訓練を受けた有給職員として雇用され、1914年までは全てのインスペクターは男性であった。1884年の1人から始めて1900年には全国で163人、1910年には250人に拡大し、青色制服を着用し、コミュニティの人々には「虐待取締官 (cruelty man)」として広く知られ、受け入れられていた (George. K. Behlmer, 1982, p. 162).

彼等の主要な任務は、虐待の通報についての調査、1889年虐待防止法整備後は児童保護のための法の実施にかかわること、虐待があったり疑われる家庭へのその後の訪問指導やモニタリング、コミュニティ内での虐待の予防と発見のための巡回活動、そして裁判所に送致する必要のあるケースについてのロンドン本部法部門へのケースの送致にかかわる業務であった (R. J. and J. Owen, 1987, p. 10).

手法はコミュニティを基盤とするソーシャルワーク的であっても、モデルは呼称や構成から見ても治安—司法モデルであり、現にインスペクターの前職をみる(1889-1910年)と、半分以上が警察官、軍人で占められていた。NSPCCは彼等の採用基準としては、「コミュニティ民兵」として規範にとりわけ忠実な男性を選定し、更にインスペクターとしての独自の訓練を行っていた。平均年齢は36・7歳でパブ、賭け、ギャンブルの場は訪れてはならず、コミュニティの尊敬に値する「大使」であることが期待された。62頁からなる必携書・『インスペクターの手引き』には、訪問の仕方やクライアントとの良好な関係のとり方などが例示されていた (George. K. Behlmer, 1982, p. 162)。インスペクターが有効な反虐待活動を展開するためには、親、救貧法委員会や警察は勿論、学校保健サービスなどコミュニティの多様な資源との連携が必要とされていた。

また、インスペクターは虐待が多いとされる「労働者」達からの信頼も必須の条件であった。ヨーク支部のインスペクター・ジャクソン (Jackson) によって記録された64ケース(1898年)のうち通告元が明確な47ケースについては、コミュニティからの通告であった。それらのうちの55%は一般の人々からであった。虐待に関心を持っている市民は巡回中のジャクソンを見かけると引きとめたり、職場に手紙を寄せたりしてきた。残りの36%は救貧法委員会・学校・学校出席調査機関(長欠の児童を調査し出席させる)、ジャクソン自身で発見したのは4%過ぎなかった (George. K. Behlmer, 1982, p. 170)。この様に19世紀終わり頃までは地

域による差はあれ、NSPCCのインスペクターは「虐待取締官」として児童虐待の保護機関としてコミュニティの中に知れ渡っていた。

1898年9月『Child's Guardian』に掲載されたあるインスペクターのサンプルケースでは、最も手間がかかるのは、虐待にかかわる周辺の日常生活援助であった。子を家に放置して家出した母親の捜査や栄養不良の子どものためにミルクを買うこと、ある家族のためには最後の1枚となった毛布を返してもらうための質屋との交渉など、インスペクターはチャリティであること強く拒否していても現実の活動は、物質的援助を完全に切り離すのは困難なケースも見られた (George. K. Behlmer, 1982, p. 169)。

おわりに

当時の児童虐待防止運動の目的は、イギリス全国児童虐待防止協会(NSPCC)等がモデルとしたアメリカも含め、直接的には貧困問題そのものではなく児童虐待という親の子育ての態度や方法を通して、都市下層労働者層を形成する移民家族や低所得労働者家族に対する、「モラル改善」と称する自立した市民(家族)としてのライフスタイルの確立にあった。

言及するまでもなく当時という市民の好ましいライフスタイルとは、男性は一人前の労働者として勤勉に労働し家族を養い、女性はその労働する男性の妻として家事・育児を担い、児童は未来の労働者予備軍領域を形成することを期待して義務教育をうけることが、コミュニティでの自立した目指される市民像であった。確かにともにほぼ同時期に慈善組織運動もソーシャルセツルメント運動もそして児童虐待防止運動も目的はそこに設定され、そのための伝授者・媒介者として友愛訪問員やアルモナー、インスペクター達が導入された。そして一面ではこのモデルは、その後「改善」から「治療」にタームは変化して、20世紀福祉国家の各システムに引き継がれ底流を貫徹する考え方でもあった。

しかし産業構造が変わりより複雑化した社会システムや当時は存在すら

しなかったジェンダー・センスやノーマライゼーション原理などの新たな価値の台頭する時代においては、社会福祉実践モデルそのものが「改善」や「治療」中心からより普遍的・積極的自律モデルを志向することとなる。19世紀末から20世紀初頭にかけての反虐待運動が、いわば処罰的救貧院収容型処遇からコミュニティの個別家族の道德改善や治療型処遇への変化において大きな役割を果たしたと仮説するなら、20世紀の多くに引き継がれたこの枠組みは、1970—80年代以降の「福祉国家の危機」の指摘等を通して、源流を流れるこれらの福祉実践の処遇モデルそのものが明確に改変を迫られてきた。しかしどう変わるのかについては様々な模索、試行が続いている。本稿は、不十分ながらその方向性や要因の一部を、今改めて歴史の中に検証する必要性を提起する一助になることを期待する。

引用文献

- George K. Behlmer, 1982, *Child Abuse and Moral Reform in England 1870–1908*, Stanford University Press.
- Roger Cooter ed., 1992, *In the Name of the Child, Health and Welfare 1880–1940*, Routledge.
- Brian Corby, 2000, *Child Abuse Towards A Knowledge Base*, Open University Press.
- Paul Daniel, John Ivatts, 1998, *Children and Social Policy*, Macmillan.
- Bill Forythe, 1995, 'Discrimination in Social Work —An Historical Note', *The British Journal of Social Work*, Vol. 25, No. 1, Oxford University Press.
- Pam Foley, Jeremy Roche, Stanley Tucker, 2001, *Children in Society, The Development of Child Health and Welfare Services in England 1900–1948*, Open University Press.
- David Gough, 1996, 'Defining the Problem', *Child Abuse & Neglect*, The International Journal, ISPCAN, Vol. 20, No. 11.
- Harry Hendrick, 2003, *Child Welfare Historical Dimensions Contemporary Debate*, The Policy Press.
- Pinchbeck & Margaret Hewitt, 1969, *Children in England Society Vol. 2—From the Eighteenth Century to the Children Act 1948—*, Routledge & Kegan

社会福祉制度草創期における児童保護サービスの意図と特色

Paul.

- Lislie George Housden, 1955, *The Prevention of Cruelty to Children*, Jonathan Cape.
- Louise A. Jackson, 2000, *Child Sexual Abuse in Victorian England*, Routledge.
- NSPCC, 2000, *A History of the NSPCC*.
- R. J. and J. Owen, 1987, *NSPCC*, Religious and Moral Education Press.
- Peter Reder, Sylvia Duncan, Moira Gray, 1993, *Beyond Blame*, Routledge.
- Sara Scott, 2001, *The Politics and Experience of Ritual Abuse Beyond Disbelief*, Open University Press.
- 村岡健次『近代イギリスの社会と文化』ミネルヴァ書房 2002 年.
- パット・セイン著 深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史』ミネルヴァ書房 2000 年.
- 田澤あけみ『我が国における児童虐待の広がりとその概念形成に関する調査研究』平成 10-12 年度科学研究費補助金研究成果報告書.

参考文献

- 拙稿「児童『処遇』科学化のプロセス—イギリス救貧法解体期のチャリティ・博愛活動と『全国児童虐待防止協会』に見る—」『コミュニティ振興研究』第 3 号 2003, 常磐大学.
- 拙稿「社会福祉制度形成期にみる民間活動・機関の役割—児童救済から児童保護におけるイギリス全国児童虐待防止協会の特色—」『コミュニティ振興研究』第 4 号 2004, 常磐大学.